

平成30年10月31日
(2018年)

平成31・32年度競争入札参加資格審査申請における 「解体工事業」の取扱いについて

建設業法の改正（平成28年6月1日施行）により許可業種に「解体工事業」が追加されましたが、経過措置により施行日時点で「とび・土工工事業」の許可を受けて解体工事業を営んでいる建設業者は、引き続き3年間は「解体工事業」の許可を受けずに解体工事を施工することが可能となっています。

本市では、上記経過措置が平成31年5月31日をもって終了することから、平成31・32年度競争入札参加資格審査申請（以下、「次期申請」という。）において、「解体工事業」を次のとおり取り扱いますのでお知らせします。

また、業種が追加されたことを考慮するとともに、市内業者の受注機会の拡大を図るため、和歌山市内に主たる営業所（本社・本店）を有する建設業者については、次期申請から希望業種数を「6業種」に拡大しますので、併せてお知らせします。

- 1 「解体工事業」の競争入札参加を希望する場合、「解体工事業の建設業許可」を受けた上で、「解体の経営事項審査」を受審していることが必要です。（「とび・土工工事業」の許可・経審では申請できません。）
- 2 総合点数の算定に使用する経営事項審査結果通知書の総合評定値（P点）は「解体」欄を使用します。また、完成工事高の評価に使用する完成工事高（2年又は3年平均）も「解体」欄を使用します。（「とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）」欄は使用しません。）

	現行（平成29・30年度）	次回（平成31・32年度）
総合評定値 （P点）	とび・土工・コンクリート ・解体（経過措置）	解体
完成工事高	とび・土工・コンクリート ・解体（経過措置）	解体

※完成工事高の数値が「0」又は記載のない業種は参加を希望できません。

（注意）

- ・とび・土工工事業の入札参加資格を有する経過措置業者は、平成31年5月31日までの間は、解体工事業の入札に参加することができます。ただし、工期が平成31年6月1日以降となる解体工事業の入札に参加するためには、解体工事業の入札参加資格が必要です。
- ・登録期間中、参加希望業種の追加・変更はできません。解体工事業の入札参加を希望する場合は、平成31年1月に予定している次期申請において、登録をお願いします。

ただし、経過措置業者については、次期申請終了後でも入札参加希望業種への解体工事業の追加を認める予定です。（平成30年11月13日追加）